平成２８年（へ）第１号
岡山県倉敷市曽原484番地の１
申立人　明大株式会社
代表者代表取締役　小河原敏嗣
申立人代理人弁護士　田中　利佳
権利を争う旨の申述の終期　平成28年11月25日
平成28年８月５日　荒尾簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＦＦ65357
金額　557,777円
支払期日　平成28年８月10日
支払地　熊本県荒尾市
支払場所　株式会社肥後銀行荒尾支店
振出日　平成28年４月20日
振出地　白地
振出人　第一製網株式会社　代表取締役　濱田　悟
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第１０号
埼玉県狭山市入間川２丁目６番12号
申立人　長嶋あや子
本籍埼玉県狭山市入間川２丁目2653番地、最後の住所埼玉県狭山市入間川２丁目６番12号
不在者　長嶋　忠夫
昭和23年１月６日生
届出期間満了日　平成28年12月28日
さいたま家庭裁判所川越支部

平成２８年（家）第１１９３号
福岡県福岡市博多区春町３丁目３番７―303号
申立人　平野　浩三
本籍熊本県菊池市四町分1594番地、最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州バークレー市ワードストリート1924
不在者　河上　芳子
明治40年10月５日生
届出期間満了日　平成28年12月９日
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第２２２９号
東京都小金井市本町４丁目８番５―51号　小金井本町住宅
申立人　野田　静子
本籍東京都港区東麻布３丁目５番地、最後の住所不詳
不在者　山村　八郎
昭和９年３月14日生
届出期間満了日　平成28年12月８日
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第３０１０号
山口県山口市中央４丁目２番４号　弁護士法人山口第一法律事務所
申立人　内山　新吾
本籍山口県防府市西仁井令１丁目1381番地１、最後の住所東京都新宿区若葉１丁目10番地　角田マンション103号
不在者　坪井　猛
昭和23年８月14日生
届出期間満了日　平成28年12月８日
東京家庭裁判所

平成２８年（家）第２４８号
神奈川県相模原市緑区太井219―６
申立人　福田　時代
本籍神奈川県愛甲郡愛川町半原1127番地、最後の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原294番地
不在者　佐藤　和男
昭和25年２月16日生
届出期間満了日　平成28年12月９日
横浜家庭裁判所小田原支部

失 踪 宣 告

平成２８年（家）第６２号
本籍奈良県香芝市逢坂１丁目499番地15、最後の住所奈良県香芝市逢坂１丁目499番地15
不在者　竹元とし子
昭和25年７月10日生
平成28年８月６日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所葛城支部裁判所書記官

平成２８年（家）第２４８号
本籍島根県松江市宍道町宍道1289番地１、最後の住所松江市宍道町宍道1289番地１
不在者　新田タマエ
昭和３年９月22日生
平成28年８月９日失踪宣告審判確定
松江家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第１２７号
本籍岡山県美作市長内751番地１、最後の住所岡山県美作市長内751番地
不在者　安東　賢介
昭和３年７月12日生
平成28年８月９日失踪宣告審判確定
岡山家庭裁判所津山支部裁判所書記官

平成２７年（家）第２０７号
本籍香川県綾歌郡宇多津町2174番地、最後の住所香川県綾歌郡宇多津町757番地７
不在者　鎌田　洋美
昭和17年４月25日生
平成28年８月９日失踪宣告審判確定
高松家庭裁判所丸亀支部裁判所書記官

平成２７年（家）第１３８号
本籍長崎県佐世保市松川町98番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区下城野１―９―12
不在者　福住　政一
昭和45年３月25日生
平成28年８月６日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所佐世保支部裁判所書記官

平成２７年（家）第８１７１号
本籍宮崎県宮崎市清武町船引6858番地、最後の住所宮崎県西臼杵郡椎葉村大字大河内1742番地
不在者　中瀬シゲコ
大正10年９月18日生
平成28年８月９日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所裁判所書記官

平成２７年（家）第８２２２号
本籍愛知県名古屋市中区千代田３丁目2801番地、最後の住所宮崎県宮崎市上野町４番９号
不在者　吉田　初子
昭和13年11月２日生
平成28年８月９日失踪宣告審判確定
宮崎家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第１２号
本籍鹿児島県出水市高尾野町下水流2162番地、最後の住所鹿児島県出水市高尾野町下水流2162番地
不在者　松崎　登
大正13年９月４日生
平成28年８月９日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所川内支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第５８６８号
東京都足立区鹿浜６丁目11番15号301、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区舎人５丁目12番９号
債務者　株式会社山下美装
代表者代表取締役　山下　繁
１　決定年月日時　平成28年８月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上原　理
４　破産債権の届出期間　平成28年９月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８３１号
東京都台東区柳橋２丁目１番10号　第二東商センター１号館３Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区竜泉３丁目39番８号
債務者　セキネ商事株式会社
代表者代表取締役　関根由美子
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　祐志
４　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９８０号
千葉県印西市高花６丁目19番地13
債務者　株式会社モノクローム
代表者代表取締役　吉田　幸喜
１　決定年月日時　平成28年８月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅木　佳則
４　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部